

## 作業機付きトラクタの公道走行について

農耕用トラクタに関わる道路運送車両法の運用が見直され、保安基準緩和条件に基づく制限事項に対応することで、トラクタに作業機を付けた状態での公道走行が可能になりました。

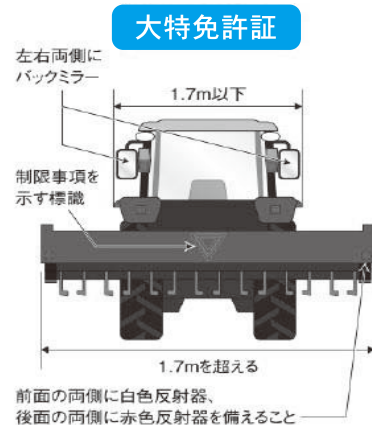
### 1.全長4.7m、全幅1.7m、全高2.0m以内の作業機付きトラクタの場合

トラクタの灯火装置がそれぞれ作業機最外側から40cm以内の場合、前照灯・後部反射器・方向指示器が他の交通から被視認性を確保できていれば、車幅灯・尾灯・後退灯を増設しなくても小型特殊自動車免許(普通自動車免許)で道路を走行できます。

### 2.全長4.7m、全幅1.7m、全高2.0m以上の作業機付きトラクタの場合

以下の制限事項に対応する必要があります。

- ・作業機の前面の両側の可能な限り最外側に、白色反射器を備える
- ・作業機の後面の両側の可能な限り最外側に、赤色反射器を備える
- ・制限を受けた自動車の標識(▽)を後面に装着する
- ・左右両側にバックミラーを備える
- ・大型特殊自動車免許(「農耕用に限る」を含む)を取得する

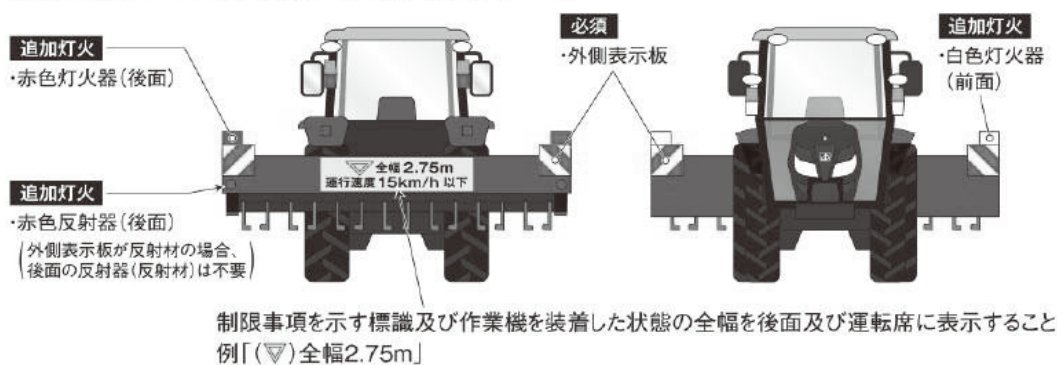


### 3.全幅が2.5mを超過する作業機付きトラクタの場合

以下の制限事項に対応したうえで、道路管理者から「特殊車両通行許可申請」が必要です。

- ・作業機の前面及び後面の両側の可能な限り最外側に外側表示板を備える
- ・道路を走行する際、制限を受けた自動車の標識(▽)と、作業機を装着した状態の全幅を後面及び、運転席に表示する
- ・作業機の前面の両側の可能な限り最外側に、白色灯火器を備える
- ・作業機の後面の両側の可能な限り最外側に、赤色灯火器及び赤色反射器を備える

【例】全幅が2.5mを超えている場合の対応イメージ



詳細は以下のホームページで確認することができます。

国土交通省

[http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s\\_kikaika/kodosoko.html](http://www.maff.go.jp/j/seisan/sien/sizai/s_kikaika/kodosoko.html)

日本農業機械工業会

<http://www.jfmma.or.jp/koudo.html>

【お問い合わせ先】

JA阿波町 農機センター 0883-35-4247

JA阿波町 経済部購買課 0883-35-2027